

柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書提言等の対応
に関するアドバイザーボード設置要領

制定 令和4年4月28日

施行 令和4年4月28日

1 設置等

この要領は、令和4年3月25日付け柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書の提言（以下「提言」という。）等に対する教育委員会の対応を、より効果的かつ効率的に行うため、提言等に関するアドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

アドバイザーボードの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提言等に対する教育委員会の課題認識への助言及び意見を述べること。
- (2) 提言等に対する教育委員会の対応の方向性及び具体的な対応の内容に関する助言及び意見を述べること。
- (3) その他提言等に対する教育委員会の対応を、より効果的かつ効率的に行うため、必要な事項を行うこと。

3 組織

アドバイザーボードは、委員10人以内をもって組織する。

4 任期

委員の任期は、第1回目のアドバイザーボードの会議の開催の日から第2項に規定する所掌事務が終了する日までとする。

5 委員長及び副委員長

- (1) アドバイザーボードに、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、アドバイザーボードの会議の進行をつかさどる。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議等

- (1) アドバイザーボードの会議は、教育長が招集する。

(2) 教育長は、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると認めるときは、在任委員に議事に係る意見書の提出を求めることができる。

(3) アドバイザリーボードは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

7 教育委員会の責務

教育委員会は、第2項に規定する所掌事務に係るアドバイザリーボードの助言及び意見並びに必要な事項を尊重するよう努めなければならない。

8 庶務

アドバイザリーボードの庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。